

## 休会制度 改定のお知らせ

平成 26 年 10 月 2 日  
一般社団法人長野県作業療法士会  
会 長 宮永茂行  
会員管理部 古川智巳

本年度より日本作業療法士協会の休会制度が始まっており、長野県士会の休会制度を理事会で見直し検討した結果、平成 27 年度より休会制度が改定になりますのでお知らせ致します。

基本的な考え方としては協会の休会制度にそろえる形で、会員の皆さんが休会を申請しようとする際、同じような手続きを協会、県士会にすることで休会申請が可能になり、余計な混乱を減らすことが目的です。

### 新たな休会制度

休会申請は 1 回の申請で 1 年間（4 月から翌年 3 月）のみ、5 回までを上限とします。提出の期限は、前年度の 11 月から 1 月末までで、延長の際には、その期間に新たな申請が必要となります。

復会届の提出は基本的に不要で、自動的に復会となります。前年度の 2 月から 3 月の理事会で承認された場合のみ休会となります。そのため提出先は会員管理部にお願い致します。

下に現行制度からの改定部分を記載します。

	現行制度	→	改定
1 回の届出の有効期間	最長 4 年	→	1 年毎
届出の期限	前年度の 3 月末	→	前年度の 11 月～1 月末
提出先	事務局か会員管理部	→	会員管理部
数回の使用制限	なし	→	5 回
連続使用	可能（1 回 4 年まで）	→	可能（ただし制限の 5 回まで）
復会届の提出	必要	→	基本的に不必要

なお現在、長期に休会申請をされている方に対しては、1 年間の移行措置があります。

来年度（平成 27 年度）まで申請されている方は、現行制度のまま来年度は休会扱いになります。

現在、それ以上まで申請されている方は来年度は現行制度のまま、再来年度（平成 28 年度）は改定後の休会となり、5 回の使用制限の 1 回目の休会という扱いになります。

県士会ホームページの「会員管理部」にある「休会制度に関する Q&A」もぜひご参考下さい。

対象の方は個別に文章を発送していますが、お手元に届かない場合や不明な点がある場合は下記までお問い合わせ下さい。一部の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

一般社団法人長野県作業療法士会 会員管理部

〒399-8292 安曇野市豊科 5685 安曇野赤十字病院リハビリテーション科内 古川智巳

TEL : 0263-72-3170（病院代表） 080-5144-4662（会員管理部携帯）共に平日のみ